

新潟市立宮浦中学校PTA規約

第1章 名称および事務所

第1条 この会は、新潟市立宮浦中学校PTAといい（以下本会という）事務局を新潟市立宮浦中学校（以下本校という）におく。

第2章 目的

第2条 本会は、学校・家庭・地域(校区)が融合一体となり、本校教育の振興と会員の教養の向上に努めるとともに、家庭教育、社会教育の改善に寄与することを目的とする。

第3章 事業

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生徒の学業奨励
- (2) 生徒の福利厚生
- (3) 生徒の校外生活指導
- (4) 学校の教育施設の整備
- (5) 会員相互の教養研究
- (6) 会員の厚生親睦
- (7) 関係諸団体との協力
- (8) その他目的達成に必要な事項

第4章 会員

第4条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者および本校に勤務する教職員で構成する。

第5章 会計

第5条 本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってあてる。

第6条 本会の会費は、年額 **3,000** 円とし、世帯単位によって納入するものとする。ただし、会費は会員の事情により減免することができる。

第7条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日におわる。

第6章 役員

第8条 本会には次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任顧問 1名
- (4) 会計監査委員 若干名

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括処理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。
- (3) 常任顧問は、本会の運営に助言し、必要に応じて意見を述べる。
- (4) 会計監査委員は、年1回以上会計監査をし、総会にその結果を報告する。
- (5) 幹事は本会の事務にあたる。

第10条 本会に顧問をおくことができる。

第7章 役員の選出および任期

第11条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長は選考委員会で推薦し、総会の承認を得る。
- (2) 副会長は、会員の中から会長が委嘱する。
- (3) 常任顧問は校長とする。
- (4) 会計監査委員は **2名** 選出し、総会に報告する。
- (5) 幹事は会長が委嘱する。
- (6) 役員の任務は次年度のPTA総会までとする。ただし、再任は妨げない。

第8章 機関および任務

第12条 本会には次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 企画委員会
- (3) 会長選考委員会

第13条 総会は本会の最高議決機関とする。定例総会は、毎年1回会長が招集し、次の事項を議決または承認する。ただし、必要な場合は臨時総会を招集することができる。

- (1) 規約の変更
- (2) 予算および決算
- (3) 事業計画
- (4) 役員の承認
- (5) その他の必要事項

第14条 企画委員会は、会長が招集し、第3条の各号に掲げる事業の具体的な活動を企画する。

第15条 会長選考委員会は、次年度会長の選考を行う。

第9章 機関の構成

第16条 総会は全会員をもって構成する。

第17条 企画委員会は、正副会長、会員の中から公募によって選出された委員と幹事をもって構成する。

第18条 会長選考委員会は、企画委員会の構成員及び会員の中から公募によって選出された委員をもって構成する。

第10章 会議の議決

第19条 すべての会議の議決は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決める。ただし、規約の改廃は、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。ただし、会議を行えない事情が生じた場合は、書面による表決ができるものとする。

第11章 細則

第20条 本会の運営に必要な細則は、この規約に違反しない限りにおいて、正副会長の協議によって決める。ただし、会長は細則を変更した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第12章 改正

21条 この規約の改正は、総会の議決を経なければならない。この規約は平成21年4月1日から適用する。

平成25年4月1日 改正
平成29年4月29日 改正
令和2年6月5日 改正
令和3年4月30日 改正
令和6年2月27日 改正
令和8年5月1日 改正

宮浦中学校 PTA 慶弔規定

- 1 宮浦中学校 PTA 規約第3条第6項により慶弔規定を定める。
- 2 慶弔金の贈呈額は表のとおりとする。
- 3 その他の場合は、企画委員会の協議によって決定する。
- 4 本規定による返礼はいっさい行わない。
- 5 この規定は、平成7年4月1日から実施する

	傷病による欠席 又は入院が2週間以上	死亡	家屋の全焼・全壊	半焼・半壊
生徒	5,000円	20,000円	20,000円	10,000円
生徒の両親 又は保護者	-	20,000円	-	-
職員	-	20,000円	-	-

平成28年4月14日改正